

地域福祉実践と農福連携の展望に関する考察 ～治癒農業やケアファーム実践からの示唆～

趙 晤 衍

はじめに

近年、日本における社会福祉を取り巻く制度や政策は目まぐるしい変化を遂げてきている。その一つに、これまでの社会福祉六法体制を根幹に据えてきた社会福祉の領域、属性別政策や制度からの脱却とそれに伴う包括的支援体制を市町村を軸とした重層的支援体制整備事業として構築する試みが行われている。この動きの背景には、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域福祉の施策と連動しており、その基本的な考え方の背景には、現代社会における人々の抱える生活課題そのものの複雑・多様化に伴う既存の領域別・属性別の制度的枠組みだけでは対応しきれない、いわゆる制度やサービスの狭間からこぼれた支援を必要とする人々すべてを対象にした施策が新たに求められてきている。

これらの動きと相まって、今後における農業と福祉の連携は、市町村単位の包括的支援体制の構築を通じた地域共生社会の具現化とも関連づけて捉えていくことに近年の地域福祉を取り巻く動向を踏まえた新しい着眼点になり得ると筆者は考えている。

包括的支援体制は福祉分野の横断的な多機関専門職による協働だけでは成立しない。社会福祉という枠を超えて、地域の様々な社会資源とも連携しながら考えて行くことが求められている。それには、従来の保健福祉や医療分野だけでなく企業なども協力した障害のある人や生活困窮者の就労の場づくりなどが考えられる。

「ニッポン一億総活躍プラン」(2016年6月閣議決定)での地域共生社会については、「人生は十人十色であり、価値観はひとそれぞれである。一億総活躍社会は、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗をした受験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である」と指摘したうえで、地域共生社会は、「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを模索する」こと

であると述べている。

これら地域共生社会の実現には、前述の福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、8050問題など単独の相談機関では十分に対応できない、制度の隙間課題を解決する観点から複合的な課題を抱えるものや世帯に対する包括的な相談支援システムを構築するとともに、それぞれの地域が有しているストレングスを引き出していくことで、地域に必要とされている社会資源を創出していく取り組みが求められる。さらに、地域共生社会の実現には、福祉分野だけでなく、地域にある医療機関や公共職業安定所(雇用)、法テラス(司法)、教育委員会(教育)、農業法人(農業)など、福祉分野以外の関係機関も積極的に参加し、相談支援体制の一体化とネットワークを構築しながら制度の隙間ニーズに接近していく必要がある。

本論では、地域福祉実践の一環として農福連携の新たな展開を位置づけつつ、日本における農福連携の現状と課題、ヨーロッパ特にオランダのケアファームに関する概要、そして近年農福連携やケアファームに関する議論が活発化してきている韓国における治癒農業や社会的農業の概略を概観し農福連携の新たな展望について考察する。

農福連携の経緯と形態

そもそも農福連携の始まりは少子高齢化や限界集落に伴う農業の担い手や後継者不足(労働力不足)の深刻化の課題と福祉における就労支援事業(障害や生活困窮など)への就労先の確保課題という社会的課題の合致によって問題を解決していくWin-Winの関係が期待されることに注目が集められるようになってきてからであると言える。

しかし近年においては、単に農業における労働力不足と就労支援の機会確保のみならず農福連携活動の幅広い機能や効果が期待されるようになってきている。例えば、千葉正殿は、①農福連携で耕作放棄地が再生され地域の活力向上につながった地域づくりの側面、②農作業の心身に対する効果や社会参加支援といったケアワーク、ソーシャルワーク的側面、③就労支援の一作業から事業としての農業に発展することによってそこで働く障害者・生活困窮者等が生産活動の主体となる地域共生社会の側面、④農がもつ多様な分野や対象者との親和性から障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉、生活困窮などあらゆる福祉分野と接点を作ることができ、「農」を核とした福祉分野の横断的な結合を促すなど新たな可能性が広がりつつあると指摘している。これらの分類は農福連携の広がりを端的に見せることに留まらず、その広がりのなかで営まれる一連の過

程に地域福祉の実践と活動が包含されていると筆者は考えている。

以下の表は、農福連携に関する国の主な取り組み経過を表したものであるが、2015年を境に農福連携の言葉が行政に認知されてきていることが分かる。ただ、農福連携の言葉を用いなくて福祉現場等での農業を部分的に取り入れてきた歴史はこれより数十年前のことである。

| 年月 | 取り組み等 |
|----------|--|
| 2015年6月 | 内閣府・厚生労働省・農林水産省 「農福連携キック・イベント」開催 |
| 2016年3月 | 全国農福連携推進協議会（任意団体） 設立 |
| 2016年6月 | 『ニッポン一億総活躍プラン』閣議決定 ※農福連携に言及 |
| 2017年7月 | 農福連携全国都道府県ネットワーク発足 |
| 2018年11月 | 一般社団法人日本農福連携協会設立 |
| 2019年3月 | J Aグループ 第28回 J A 全国大会 |
| 2019年3月 | 「ノウフク J A S」制定 |
| 2019年4月 | 農福連携等推進会議（第1回会議） |
| 2019年6月 | 農福連携等推進会議（第2回会議） 農林水産省「農福連携等推進ビジョン」 |
| 2020年3月 | 農福連携等応援コンソーシアム設立 |
| 2020年3月 | 「食料・農業・農村基本計画2020」閣議決定 ※農福連携が施策の柱の1つに |

出典：熊谷智義、山岡由美、岩手県立大学社会福祉学部紀要、第25巻（2023.3）

農福連携の言葉が公に使われたのは2010年に島根県庁において農業者と障害福祉サービス事業所をマッチングする「農福連携モデル事業」を開始してからである。その同年農林水産政策研究所から農業と福祉の連携の必要性を訴え、研究を続けるために農福連携チームを立ち上げた。また、2017年3月に任意団体「全国農福連携推進協会」がカタカナの「ノウフク」を使用し、2019年からは日本農林規格である「ノウフクJAS」¹⁾が制定されるようになった。その他の経緯は上記の表の通りである。

一方、農福連携の形態について吉田行徳は次のように分類している。
①社会福祉法人やNPO法人等が設置・運営する就労系障害福祉サービス事業所で働く障害者が施設外就労の形で農家や農業法人の農作業を手伝う取り組み、②障害福祉サービス事業者が自ら農業を行ったり、農家や農

業法人が障害者を雇用する取り組み、③農業法人が障害者を雇用したり、障害福祉サービス事業所を別途立ち上げ併設させる取り組み、④企業が特例子会社や障害福祉サービス事業所を設置し、農業分野における障害者就労に取り組む形、⑤病院やNPO法人等が障害者に農作業に取り組んでもらい、身体や精神の状態をよくしていこうとする園芸療法の取り組みなどを例にあげおり農福連携の形も近年多元化してきていることが伺える。

近年、農福連携の対象についても多様化の傾向がみられ、身体・知的・精神・発達の障害からニートや引きこもり、刑務所出所者、高齢者などに広がっている。これらの背景には、2019年6月の農福連携等推進ビジョン(以下、ビジョン)からも伺えることができる。

このビジョンでは、農福連携の定義を、「農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参加を実現する取り組み」としている。ここで注目すべきことは、農福連携の役割がこれまでのように、単なる農業の担い手不足(労働力確保)への課題や障害者の就農支援の域を超えた、社会参加につながる取り組みとして明確化されたことであろう。また、このビジョンにおいては、「農」の広がりとして、林業(林福連携)、水産業(水福連携)が新たな職種に加わり、「福」の広がりにも、高齢者、引きこもりの状態にあるもの、生活困窮者、犯罪や非行をした者等が新たに加わるようになり、職種と対象の組み合わせがさらに広がるようになったことである。ここで、高齢者が加わったことの意味は、健康づくりやレクリエーションなど就農を伴わない連携の取り組みの可能性がより広がったことの意味は大きい。

このビジョンは、第2回農福連携等推進会議で決定され、農福連携等推進会議は、各省庁横断の会議であることに意義があり、今後、農福連携等に取り組む主体を新たに3,000か所創出(2024年最終目標は7,114件)することを目標に、「農福連携を推進するためのアクション」を起こすこととしている。具体的には、農福連携で生産された商品の消費者向けキャンペーン等による認知度の向上、ワンストップで農福連携について相談できる窓口体制の整備、特別支援学校における農業実習の充実、公的職業訓練の推進、農林水産研修所等による農業版ジョブコーチ等の育成の推進など、さまざまな取組を取り上げている。

JA共済総合研究所(2020)が行った調査研究では、ゆるやかな農業・農的活動のモデルとして、次の表の通り農福連携の形態を4つに類型化しており、今後の高齢者と農福連携の取り組みが多様化していくことを予測していることも農福連携の多様な広がりへの可能性を示していると言える。

| モデル | 定義 | 農業活動種類 | 作業タイプ | 目的 |
|-------------|--|---------------|------------------------|---|
| リタイア農業者型農業 | 高齢化等により農業をリタイヤした者・する者による農業 (販売実施) | ゆるやか農業 (農業) | ゆるやか就農 (就農) | (就労) 健康づくり 生きがいづくり 社会参加 |
| 定年退職者型農業 | 農業経験のない・農業に主として従事していなかった定年退職者・帰農者等による農業 (販売実施) | ゆるやか農業 (農業) | ゆるやか就農 (就農) | (就労) 健康づくり 生きがいづくり 社会参加 |
| 介護予防型農的活動 | 介護予防・日常生活支援総合事業 (以下、総合事業)の利用者等による農的活動 (販売含む) | 農的活動 (ゆるやか農業) | 趣味等>ゆるやか就農 (>サービス料支払い) | レクリエーション 健康づくり 生きがいづくり 社会参加 |
| 介護サービス型農的活動 | 介護サービス事業の利用者等による農的活動 (販売含む) | 農的活動 (ゆるやか農業) | サービス料支払い (>趣味等>ゆるやか就農) | レクリエーション リハビリテーション 健康づくり 生きがいづくり 社会参加 |

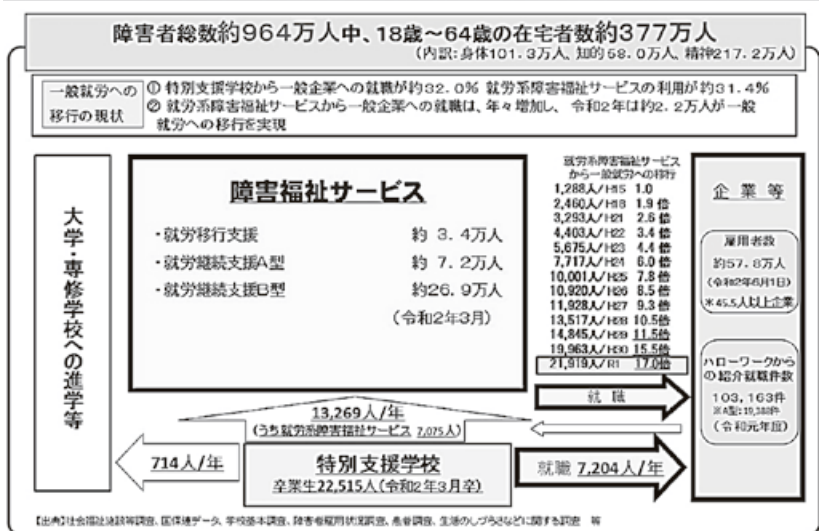
(出所) J A 共済総合研究所 (2020) 「イチから分かる 高齢者の農福連携～高齢者のゆるやかな農業・農的活動より」

農福連携の現状と課題

農福連携に取り組んでいる団体の数は、2020年データ(農林水産省等)で4,571の主体があり、内訳としては、就労継続支援事業所の2,401あり、全就労継続支援事業所の約15%に値する。

以下の図は、厚生労働省から公表されている就労支援施策の対象となる障害者の全体数と実際の就労先等についてまとめたデータとその就労先で得られた工賃(賃金)の概要である。

就労支援施策の対象となる障害者数/地域の流れ



令和3年度平均工賃（賃金）

| 施設種別 | 平均工賃（賃金） | | 施設数 （箇所） | 令和2年度（参考） | |
|---------------------------|----------------------|-------------------|-------------|-----------|-------|
| | 月額 | 時間額 | | 月額 | 時間額 |
| 就労継続支援 B型事業所 （対前年比） | 16,507 円 （104.6%） | 233 円 （105.0%） | 14,393 | 15,776 円 | 222 円 |
| 就労継続支援 A型事業所 （対前年比） | 81,645 円 （102.5%） | 926 円 （103.0%） | 4,010 | 79,625 円 | 899 円 |

出典：厚生労働省、障害者の就労支援対策の状況

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/service/shurou.html)

このような就労継続支援事業所の農福連携事業が拡大された背景には、農林水産省の障害者の雇用や就労を目的とした農園の整備や障害者の農業現場への定着を支援する人材育成等のための補助事業に加えて、各都道府県で労働力不足で困っている農家・農業法人と就労継続支援事業所を引き合わせるマッチング支援が厚生労働省の支援で始まったことも大きい。これまでの障害者の就労先は主に第2次産業やサービス業での就労の形態が多く、逆にそれらの就労先の需要とそれにマッチングできる障害の程度の間にはミスマッチのギャップが生じやすく就労する能力があるにもかかわらず叶わない傾向もあったと言える。

このような傾向に置かれやすい障害者がいる地域では、農業分野で障害者の働く場を作り出せる可能性が高くなってきたと考えられる。つまり、これまでの就労支援では、就労先の職種や業務内容に障害の特性や当事者の適性を最大限考慮したマッチングではなかったと言える。これからは、障害者本人が持っている特性や強み（ストレングス）を就労先の職種や業務内容に合わせた考え方が重要であると言える。敷衍すると、多様な作業プロセスから成り立つ農業・農作業ではその人の特性や強みに着目した働き方を見つけることの可能性が高くなっていると言えるしそれが農業と障害者等の福祉が結合する大きなメリットであるかもしれない。

牧里毎治は、農業・農作業と福祉との親和性について、農業・農作業が障害のある人や社会とのつながりが薄い人にとって、どのような意味や意義があるのかについて考える必要性を指摘している。

例えば、農業・農作業が障害者や生活困窮者あるいは社会的に孤立させられやすい人にとってなぜ親和性が高いのか。それは、農業・農作業が、大地、天候、気候、植物といった自然の恵みから生まれる労働に依拠している特性があると考えられており、種から発芽、成長、収穫、さらには加工、保存、料理まで農業・農作業がいかに多岐にわたって(行程の多様性)いるからであることを指摘している。

前述で指摘したように、従来の障害者の就労支援の内容とは異なる多様で細分化できる作業が農業・農作業にはあり、それぞれの役割を働く人の特徴や特性に合わせて調整しやすいことが農作業の全プロセスには見え隠れている。また、農業は、土壌づくり、害虫、病気対策、収穫など季節や天候に左右されやすく、限られた期間に共同して作業しなければならない。だからこそ農業・農作業には働く人の連帯と協働が求められ、自然に対処しながらも人と人のつながりが重要となっていることを牧里毎治は指摘しており、それが農業の醍醐味ではないだろうか。

一方、近年においては農福連携の6次産業化への期待と実践が各地においてその展開が試みられている。これまでの農福連携といえば、食物を育てる農作業そのもののイメージが強いかもしれないが(第1次産業)、生産された農産物を加工したり、収穫した食材を料理したりすることも農業の多様性に含まれよう(第2次産業)。さらには、加工した農産物を卸売りだけでなく、自前で販売する方法(第3次産業)、つまり、レストランやカフェ等の経営を通した福祉サービス利用者の関わり方、働き方も多岐にわたることに農福連携の持つ特性があるといえる。ただ、農福連携の6次化産業化を例えば福祉施設が単独で全工程を自己完結的に行うことは容易ではないことも現実課題として明らかになっている。したがって6次産業化の形態も異なる主体による共通認識とネットワークを軸にそれぞれの強みを生かした新たな取り組みとして(ネットワーク型分散化)発展していくことも十分考えられる。例えば、福祉施設において自前で農産物の加工施設を持つことは容易ではなく、加工の部分をOEM (Original Equipment Manufacturing (Manufacturer) 農産物の委託加工生産)形式で行い生産と販売のみを自前で行うこと、あるいは販売流通を別の業者と連携して行うなどネットワーク型分散化²⁾の形態も考えて行く必要がある。

農林水産省では、2021年11月～12月に農業者及び市町村に対して「農福連携の取り組みに関する意識・意向調査」を行っている(2022年3月結果公表)。それによれば、農福連携について認知している農業者の割

合(知っていた、聞いたことはあるが内容は知らなかった)は34.7%に対し、認知していない割合(知らなかった)は65.3%であることが分かった。一方、市町村に対する質問では、農福連携推進の意向を聞いたところ、積極的に推進していく、他の施策とのバランスを見ながら推進していくと回答した市町村の割合は55.8%であった。

農福連携の周知や関心を高めていくためには農福連携の可能性のみではなく、障害要因についても確認する必要がある。例えば、農業関係者の障害者に対する誤解、福祉関係者の農業に対する誤解があり、それは、プロの農業者でも大変なのに障害者には農業はとうてい無理という先入観がある一方、農業はきつそうでいろんな作業をしなければならないので障害者は農業に向いていない、といった障害者の保護者や福祉関係者の誤解をまずは解く必要がある。さらに必要なのは、農福連携に関する取り組みが地域社会に広く周知されていくことが求められており、それは農福連携関係者のみではなく社会全体における課題として認識されることが今後の展望として重要であると言える。

農福連携におけるケアファーム、治癒農業からの示唆

農業先進国、特にスマートファームの強国であるオランダの農業はもはや経済を先導する一大産業として定着していることは周知のとおりであるが、もう一つオランダの先進農業に欠かせないのが社会的弱者とともに歩むケアファームCare Farmの実践であろう。

スマートファーム技術は農業生産量を画的に増大させた高効率の技術であるが比較的大規模の資本や規模の農業が必要であり、農業の大型化や集約化に参加できない農業者は農村と農村空間を活用した多機能的農業に目を向け、なかでも特に小規模農業者がより手軽に参加可能な形態がケアファームである。

オランダにおけるケアファームの始まりは、1990年代後半発達障害や精神障害の人が農場の仕事を手伝う事例が増えていくなかで、これらの活動が障害者のみではなく農家の経済や保健福祉分野にも役に立つという認識が生まれた。ここで1999年オランダの農業部と保健福祉スポーツ部が「農業とケア国家支援センター」を設立、ケアファームの体系化とともにケアファーム分野の支援が始まるようになった。この国家支援センターは、ケアファームの品質システムの構築と新たにケアファーマになりたい人への情報提供などを行い、1998年75か所であったケアファームは2009年1,000か所以上にまで急成長するようになった(2019

年時点で1,250ヶ所)。

オランダのケアファーマーミングは農場の環境や資源を用いて日常的な農業関連活動を通して身体的、精神的なウェルビーイングや生活の質の向上などの効果につなげており、単なる食材を生産するための農業とは異なり、農業活動への参加を通して人々が得られる効用から農業の価値を探すところに特徴があると言える。

ケアファームの利用者はケアの対象となる社会的弱者であるがその範疇はかなり広く、発達障害、認知症、パーキンソン病など長期的ケアが必要とされる高齢疾患、事故及び疾患などによる脳損傷など疾病後遺症による日常生活困難、行動障害、学習障害、不登校などの児童や青少年、うつ、バーンアウト、トラウマ、薬物中毒、長期失業など多岐にわたっているのが特徴である。

ケアファームの財源に関しては、ケアファームを利用する個人負担はなく、国家負担が基本であり、中央健康保険(長期療養法)や自治体の支援(社会支援法WMO、児童青少年法)によって成り立っている(趙藝原(2023))。

一方韓国においては、農業の新しい方向性を生み出す一環として社会的農業や治癒農業に関する関心が高まっており、2020年3月6日「治癒農業研究開発及び育成に関する法律(治癒農業法)」が国会を通過し、治癒農業の研究や普及が一気に広がっている。

韓国では、治癒農業と社会的農業という政策的次元での区分がなされ展開されているが両者の概念や定義などにはやや曖昧さが残っている。治癒農業に関しての管轄は農村振興庁であり、国民の健康回復及び維持増進のために活用される多様な農村資源とこれらに関連した活動を通して社会的あるいは経済的付加価値を創出する産業(治癒農業法第2条)としている。反面、社会的農業に関する管轄は農林畜産食品部(日本の農林水産省に該当)であり、社会的農業活性化支援事業(2018年から～)として農業活動を通じた精神健康を増進し社会的弱者を対象にケア、教育、雇用など多様なサービスを供給するとし、社会的弱者の身体的、精神的健康の増進や社会的役割を支援しつつ、地域の多様な主体間ネットワークを形成し農村共同体の活性化を図ることを目的としている。

2022年度からは、「地域サービス共同体」が新設され、農村住民等が日常生活に必要な経済社会サービス全般を(雇用、住居、交通、教育、保健医療、福祉、環境、文化、情報通信サービス及びその他、これに準ずるサービス)自発的な連帯と協力によって提供する活動として位置づ

けている。さらに2023年からは、「共同体単位社会的農場」を新設し、エリアごとに隣接する個別農場が協力し社会的農業を実践、普及し住民の生活の質を向上するなど地域社会に貢献する活動も行っている。

一方、治癒農業は農村振興庁の主導で研究、開発及び普及がされており、治癒農業法の施行(2021年)と治癒農業士(国家資格)1.2級がある。2025年を目途に治癒農業センターを全国に17ヶ所、治癒農業拡散センターを現在整備中である。また、財政的支援に関しては、治癒農場支援事業(自治体)や治癒農業プログラム施行農場の育成を行っており、教育農場、体験農場、園芸治癒などの事例が活発になっている。

以上のような社会的農業に対して治癒農業における治癒の対象は、身体・認知・心理・社会的健康を回復・増進するために治癒農業資源を活用し治癒農業施設である農場や村、機関などにおいて治癒プログラムサービスを提供している。ここでの治癒対象には医療的・社会的に治療が必要な人のみではなく、より健康で幸せな生活を願っている人々も含めており、治癒農業の資源には、食物、昆虫、農村環境と文化、食などを含めている。

趙藝原は韓国型治癒農業とヨーロッパのケア/ソーシャルファームについて次に表のように比較整理している。

| 韓国型治癒農業 | 区分 | ヨーロッパ ケア/ソーシャルファーム |
|------------------------------------|-------|------------------------------|
| ・個別治癒プログラムに基盤 | プログラム | ・農場の多様な日常をともにする |
| ・全国民を対象としたサービス分類(予防型/特殊目的型-社会的弱者-) | 対象 | ・障害者、高齢者など日常生活にサポートが必要な人 |
| ・医学的(個別)効果に集中 | 評価 | ・健康増進を通じた生活の質向上が質的研究をもとに裏付ける |
| ・主に農業のアゼンダー | 領域 | ・(国家によって)農業だけではなく保健及び福祉政策の領域 |

出典：韓日社会的農業と農福連携セミナー資料集(2023年8月28日、韓国江華島)、筆者修正

上記のように韓国型ケアファーム³⁾とヨーロッパ(特にオランダ)のケアファームとの差に関しては表の通りであるが、韓国の治癒農業プログラムは治癒農業士養成プログラムを基本に据えた個別プログラムであることに対してオランダのケアファームプログラムはそれぞれ農場によって異なり、特にそれぞれの農場が持っている多様な農業の日常を基本に

据えているのが大きな違いである。また、対象に関してオランダはケアの必要な人に限定されることに対して韓国では全国民を対象としているのが特徴である。ただ、韓国では社会的農業というもう一つの枠のなかで前述のように治癒農業以上の多様な取り組みが行われていることも念頭に置くべきである。

また、上記の表におけるケアファームプログラムへのアプローチに韓国では医学モデルを軸としているのに対しヨーロッパでは生活モデルに依拠したプログラムによる検証が行われている。ただ、韓国においては上述のように社会的農業の枠での多様なプログラムが存在していることもあり、必ずしも韓国の治癒農業が医学モデルのみを軸としているとは言い難い面があるのも事実である。つまり、韓国では一つの農場において「治癒農業」と「社会的農業」を複合的に実践として行っているところがありその傾向は両者の曖昧さを残しながらも加速されていくと考えられる⁴⁾。

終わりに

本論はじめにのところで述べてきたが、近年の社会福祉のあり方は、地域を基盤とした(地域福祉)包括的支援体制を住民の身近な生活単位である地域コミュニティにおいてどのように構築できるか、これによって「地域共生社会」実現が従来のように単なる理念に留まらない現実課題としていかに地域住民に受け止められるかが重要である。

今後の農福連携は先述してきたようにその裾野は時代の変遷や人々の暮らしとニーズ変化によって大きく変わっていくことが予測される。それに従って農福連携の取り組みはその職種と対象を含めた考え方においても多元化していくと考えられる。その多元化に備える一つの考え方が農福連携現場において様々な形で試行錯誤されてきている。例えば、「農」×「福」だけではなく、「福」×「〇」に何を加えるか、あるいは、「〇」×「福」も考えられるかもしれない。

もともと農福連携の考え方の根底には、「困り事と困り事を掛け合わせる」ことによって互いの課題を解決していく捉え方がある。何と何を掛け合わせるかについては、それぞれの地域や人々が抱えている課題によってバリエーションが出てくると思われる。大切なのは、地域を基盤に据えた共に生きる社会をどのように実現していくのかの問いを農福連携の展開においても位置付けていくことが地域福祉の新たな展開につながっていくと思われる。

註

- ¹⁾2019年に制定された日本農林規格「ノウフクJAS」の正式名称は、「障害者が生産行程に携わった食品の農林規格(平成31年3月29日農林水産省告示594号)」。その本来の主旨は、「みんなが地域の一員となり、一緒になって地域を作っていく」その取組みを評価するというもの。 <https://noufuku.jp/know/jas/>
- ²⁾ネットワーク型分散化とは、福祉施設等で生産された農作物を福祉施設単体ですべて加工販売まで全工程を集約化していくことは予算やノウハウなど様々な課題があり、福祉施設が加工や流通、販売業者などと円滑な意思疎通や共通の目標のもとでネットワークを基本に据えた分散型の連携のもとで6次産業化を遂行していくことを指す。
- ³⁾韓国型ケアファームとは、ヨーロッパのケアファームや日本の農福連携等の概念や定義実践などと重なり合うことも認めつつ、韓国独自の考え方や施策、実践として土着化していることを含めた呼び方であると考えられるが確実にこの呼び方が韓国社会で定着したとまでは言えない。
- ⁴⁾韓国における治癒農業(社会的農業を含めた捉え方もある)は解釈の幅が広く、オランダのケアファームや日本の農福連携の枠には当てはまらない傾向がみられると言える。治癒の多元的な解析からくる捉え方の範囲は、ヒーリング、心理改善(ストレス解消、うつ)、認知改善(軽度の認知症)、成人病改善、リハビリテーション、ケア、障害者就労支援などにまで含んでいる。

引用文献

- 千葉正殿(2022年)「農福連携－持続可能な地域をつくる特集の視点」『月刊福祉』10月号、7-7
- 熊谷智義、山岡由美(2023年)「農福連携研究の知見をふまえた水福連携の現状分析と今後の方向性－岩手県における水福連携の現状と可能性の検討－」『岩手県立大学社会福祉学部紀要』第25巻、2-2
- 吉田行徳(2022年)「農福連携の「これまで」「これから」－農福連携のこれまでの経緯、これからの可能性」『月刊福祉』10月号、8-9
- 牧里毎治(2022年)「福祉が農業に取り組む意味と意義」『月刊福祉』10月号、38-39
- 阿部山徹(2022年)「農福連携の広がりについて」『共済総研レポート』No183、40-40
- 吉田 行郷(2023年)「農福連携の新たな動きとこれから－農福連携の広がり」と今後の可能性」『農林水産政策研究所シンポジウムスライド』8-8
- 趙藝原(2023)「オランダケアファーム事例及び韓国治癒/社会的農業の理解」『韓日社会的農業と農福連携セミナー』資料集、9-9

参考文献

- 田中良和(2022年)「「農」という一石により進化する「福祉」」『月刊福祉』社会福祉法人全国社会福祉協議会、10月号
- 趙藝原(2020年)『ケアと福祉が農業と出会うオランダのケアファームに行く』グムルコ
- 浜田健司(2018年)「福祉農業の現状、課題、展望」『福祉および農業』93巻9号
- 一般社団法人日本基金(2023年)『農福連携に関するアンケート調査結果』